

令和 2 年度 商店街・商圈活性化事業補助金（商店街アーケード施設維持管理補助金）評価表 NO. 27

所管部課名	商工観光部 商工政策課		担当者	初田 惇也				
事務事業名	商店街・商圈対策事業							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	1 1 年以上 1 5 年以下							
令和 2 年度 予算額	124 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	124 千円	千円				
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	歩行量（川内山形屋前 年 2 日（日・月）実施）		日曜日600人/月曜日500人		令和 7 年度			
成果指標②								
補助対象者	商店街振興組合及び商業団体							
補助対象経費	道路占用料及び災害時等におけるアーケード施設の改修に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	アーケード施設の適正な維持管理							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	アーケード施設の維持管理に係る経費の額に 1 0 0 分の 3 を乗じて得た額							
上記項目の積算方法	予算の範囲内を上限とする							
補助を受ける 過去3カ年の 事業決算状況 等の	項目		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	294,736	70.1%	290,125	70.1%	290,125	70.1%
		会費収入	294,736	70.1%	290,125	70.1%	290,125	70.1%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	126,000	29.9%	124,000	29.9%	124,000	29.9%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	420,736	100.0%	414,125	100.0%	414,125	100.0%	
	支出	事業費	420,736	100.0%	414,125	100.0%	414,125	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
計	420,736	100.0%	414,125	100.0%	414,125	100.0%		
支出計/前年度支出計					98.4%		100.0%	
自己資金/前年度自己資金					98.4%		100.0%	
翌年度繰越金/市補助金			0.0%		0.0%		0.0%	
交付件数			1 件		1 件		1 件	
成果指標の推移①			日曜日502人/月曜日726人		日曜日508人/月曜日737人		日曜日554人/月曜日748人	
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】		平成29年度「現状のまま継続」					
	【前回評価への回答】		特になし					
	【今年度改善点】		特になし					
	【事業のPR方法】		特になし					
	【費用対効果】		特になし					
	【補助事業以外の事業】		特になし					
	【その他】		特になし					

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	商店街アーケードの維持管理補助を行うことにより、利用する市民が買い物がしやすい等、利便性が図られている。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	市民が商店街を安心して利用できるようにするために、アーケードの適切な維持管理は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	設置されているアーケードは、多くの市民が買い物等で商店街を利用する際に利便性を高めており、適切な効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	商店街アーケードの設置・管理者への補助であり、当事業の補助は適切である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	商店街アーケードの設置・管理者への補助であり、当事業の補助は適切で、かつ、交付も妥当な手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	道路占用料の30%が補助額であり、妥当性を欠く水準ではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	<p>≪今後の改革の方向性≫</p> <p>■現状のまま継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/>充実</p> <p><input type="checkbox"/>移管・統廃合</p> <p><input type="checkbox"/>縮小</p> <p><input type="checkbox"/>休止・廃止</p>	外部評価結果	<p>≪視点別評価≫</p> <p>公益性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>必要性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>有効性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p>
	<p>≪上記方向の理由≫</p> <p>今後もアーケードの適切な維持管理を支援し、アーケードを利用する市民の利便性を図りたい。</p>		<p>≪今後の改革の方向性≫</p> <p><input type="checkbox"/>現状のまま継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/>充実</p> <p><input type="checkbox"/>移管・統廃合</p> <p><input type="checkbox"/>縮小</p> <p><input type="checkbox"/>休止・廃止</p>
	<p>≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫</p> <p>引き続き、商店街振興組合及び商業団体と連携したアーケードの適切な維持管理を支援していく。</p>		<p>≪まとめ≫</p>

商店街・商圈活性化事業補助金（商店街アーケード施設維持管理費補助金）
交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる商店街・商圈活性化事業補助金のうち、商店街アーケード施設維持管理費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業者 補助金の交付対象となる者で、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合

イ その他市長が特に適当と認めた商業団体

(2) アーケード施設 商店街を連鎖するアーケードで、建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第4号に規定する許可の条件を満たしているもの

（補助事業の要件）

第3条 補助金に係る補助事業は、補助事業者の行うもので、アーケード施設の適正な維持管理をするものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、アーケード施設の維持管理に係る経費の額に100分30を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、予算の範囲内で交付するものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金は、道路占用料及び災害時等におけるアーケード施設の改修に要する経費について交付する。

（交付の申請）

第6条 規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。ただし、災害時等におけるアーケード施設の改修においては、この限りではない。

（交付の基準）

第7条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第3条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でない
と認められる場合
(実績報告)

第8条 規則第7条の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら
行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第9条 条例第4条第2項第1号に定める効果は、事業の項目及び内容並びにその
実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第10条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、適正なアーケード施設の維持
管理に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定
める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。